

友人の了解を得た上で、お話しします。

私の友人は、50歳の時に、将来の年金の見込み額を試算して貰いました。

60歳から、月約12万円、62歳からは定額部分も加わって、月約18万円貰えると聞き、62歳までの分として貯金を少ししておけば、家は持ち家だし悠々自適と思っていました。

そして、60歳で年金の裁定請求をしてびっくり！

60歳からの年金は月約8万円、62歳からの年金額も月約14万円です。「私の年金額は、60歳から12万、62歳からは18万と聞いていたのにどうなっているの？ 政権が変わったので、年金額も減らされたの？」生活がかかっておりますので、大変困惑しておりました。

実は、友人は50歳のときは会社員で厚生年金の被保険者であり、60歳まで会社員として勤務する予定で、50歳の時の標準報酬月額大雑把に言ってしまうと、お給料を基本として、年金の見込み額を試算してもらいました。

でも、友人の勤務していた会社は不況下で、経営難となり給与のカットがどんどん進められ、友人の給与も50歳時と比較して年々ダウン。

56歳の時に、ついに、会社を退職。

その後は自営業に転じて、国民年金の第1号被保険者となりました。

ですので、50歳時の年金見込み額試算時とは、基礎年金部分は変わりませんが、報酬比例部分が大きく違ってきていたわけです。

後になって、友人がしみじみ申しておりました。

「50歳の時に、見込み額や、と聞いていたのに、

62になったら、18万貰える、と脳内変換していたわ。

そうやね、お給料も低くなり、そのうえ、60まで勤めてなかったんやから年金も、減るはずやわね。」

* 西尾のアドバイス

年金の見込み額を計算するときは、さまざまな条件を設定して試算します。でも、見込み額の数字だけが、頭の中に残り、条件を置き去りにして独り歩きをしてしまうのです。

年金の見込み額を試算して貰った時は、試算の基礎となった条件の見込み額だけでなく、しっかり年金見込み額計算書に書いておきましょうね。

● ポイントその2

これは、60歳以降で、働かれる方の中で、1年契約で毎年更新し、更新時に向こう1年のお給料や、勤務日数、勤務時間を協議する、という働き方をなさる方に、注意していただきたいことです。

上記のような方が、年金の見込み額を試算して貰う場合、年の経過とともに、毎年会社から提示されるお給料の額は下がってゆくと想定しておいたほうが、よいということです。

老齢厚生年金の年金額は、標準報酬月額と厚生年金保険料を支払っていた期間を元に計算されますので、60歳を越えた位で、その時点でのお給料額で、将来の年金額を試算した場合、65歳に近付くにつれて、試算時の給与額と実際の給与額に差異が生じ、年金の見込み額と実際貰える年金額との差も出てくるということになります。

* 西尾のアドバイス

これは、あくまで私の私見ですが、

お給料がこのぐらいに下がったら辞めようかな？と思う金額で最初から年金の見込み額を試算して貰うと、差異が大きくなるのではないか、少なくとも、見込み額より実際の年金額がちょっと上、ということになり、びっくりなさらぬのではないかと思います。ポイント1でも書いたことですが、見込み額を試算したら、かならずその試算の条件を、見込み額計算書に、書いておいてくださいね。

最後に、しつこいようですが、見込み額は、あくまでも、見込み額ですよ。

★トピックス～加給年金と振替加算～

●加給年金とは？

加給年金とは、厚生年金に20年加入していた夫(妻)が、老齢厚生年金(60歳前半の特別支給の老齢年金をふくむ)を受け取ることが出来る年齢になって、生計維持される妻(夫)や18歳未満の子供がいる場合に本人の年金とは別に受け取ることが出来る年金です。一般には、家族手当のような意味あいをもつものです。

●振替加算とは？

そして、生計維持される妻(夫)が、65歳に達すると、振替加算として妻(夫)の年金にプラスして受け取ることが出来ます。

●年金額は？

この加給年金額は年金を受け取る人の生年月日により違いますが、昭和18年4月以降の生まれの方の場合、配偶者加算を加えると39万円程あり、結構な額になります。

加給年金と振替加算は同額ではなく、ざっくり言うと振替加算は加給年金の約1/3の額に減ります。配偶者にも老齢年金が支給開始されるので、世帯全体でみた場合はと説明しますが、やはり本音は微妙な感じが残りますよね。

~~~~~編集後記~~~~~

今回の編集後記は、固いお話です。

29日に鳩山首相が施政方針演説をしました。

「命を守る」をキーワードとして年金記録問題や雇用対策に取り組む決意をアピールした同日、厚労省は2009年度の有効求人倍率は過去最低の0.47倍であったことを発表しました。総務省の発表した完全失業率は、5.1%で2年連続の悪化でその上昇幅は過去最大でした。このように現実には日に日に厳しさを増している中で、新聞にも書いてありましたが、「命を守りたい」というキーワードは、一国の総理が、施政方針演説で訴えるには、余りにも情緒的内容です。そんな当たり前のこと、言ってる場合か？現状を打破するための具体的施策が述べられなかったことに大いに不安感と怒りが募りました。

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
